

校長	副校長 教頭	教務主任	養護教諭	学年主任	担任

インフルエンザ罹患による欠席報告書

滋賀県立長浜北星高等学校・長浜北星高等養護学校

年 組 氏名

発病した日	令和 年 月 日 発熱、倦怠感などの症状がみられた日
医療機関受診日	令和 年 月 日
受診した医療機関 (病院・医院の名称)	病院・医院・クリニック・診療所
診断された病名	インフルエンザ (A型 ・ B型 ・ 医師の臨床診断)
解熱した日	令和 年 月 日
学校を欠席した期間 学校長が指示する出席停止期間と必ず一致するものではありません。	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
学校保健法 基準	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

医師の指示に従い、学校を欠席（自宅療養）したことを報告します。

添付書類： ・ 診療報酬明細書
・ 薬剤情報提供書
・ その他（ ）
(インフルエンザの罹患がわかる書類の添付)

滋賀県立長浜北星高等学校・長浜北星高等養護学校長 様

令和 年 月 日

保護者氏名 印

インフルエンザによる出席停止期間について

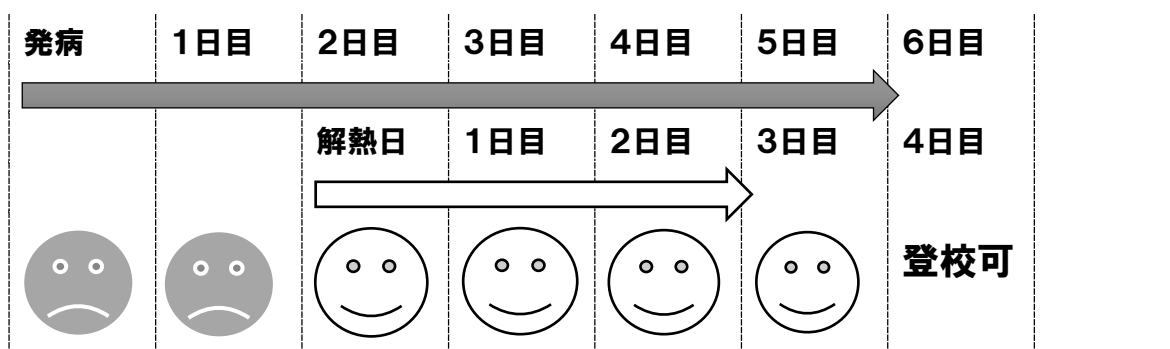
学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「解熱後2日を経過するまで」から「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となっています。インフルエンザ発症後、学校へ登校するには下記の2つの条件を両方満たす必要があります。

- ・ 解熱後2日を経過していること
- ・ 発症後5日を経過していること

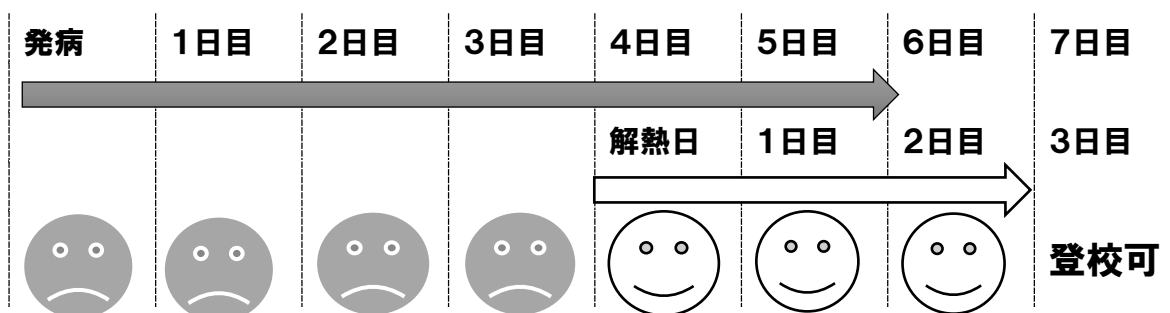
発症とは発熱の症状が現れたことを指します。日数の数え方は発熱が始まった日は含まず、翌日から発症第1日目と考えます。



この場合、発症後6日目に登校できます。



この場合、解熱して2日経過しても、発症後5日を経過していない為、すぐには登校できません。発症後6日目に登校できます。



この場合、発症後5日を経過していても、解熱後2日は経過していない為、登校できません。発症後7日目に登校できます。

※インフルエンザの制圧のためというよりも、症状が続く感染力がある期間をしっかりと休むことによって感染（流行）のスピードを緩やかにし、感染規模を縮小する効果があります。一度に多くの人々が感染する＝爆発的な流行、蔓延化は、幼児や高齢者、持病のある方が重症になる確率が上がります。